

岩手県告示第45号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成28年1月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西磐井郡平泉町平泉字北沢122の2、122の19、122の29から122の31まで、122の33、122の34、122の36、122の41
  - （2） 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
  - （3） 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - （ア） 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - （イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - （ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2（1） 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西磐井郡平泉町平泉字長倉24の1、27の1、42の1、42の2、75の1から75の7まで、75の9、75の11、75の13、75の18、75の19
- （2） 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- （3） 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - （ア） 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - （イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - （ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

備考 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県農林水産部森林保全課及び平泉町役場に備えておいて縦覧に供する。